

6月1日から



# 洞爺湖町合併処理浄化槽設置 整備事業費補助金制度開始!

■問合せ  
上下水道課水道・下水道グループ  
☎74-3008

洞爺湖町では、下水道の未整備区域において、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、6月1日より合併処理浄化槽を設置する住民に対して、その費用の一部を補助する制度を開始しました。

この制度を利用して浄化槽の設置を希望される方については、毎年、年度初めより当該年度の1月末日までの期間で申請を受け付け致します。

## 制度の内容

### 補助対象者

次の条件を満たす方を補助対象とします。

- ①浄化槽法に基づく設置の届け出の審査または建築確認申請による確認済証を受けて合併処理浄化槽を設置する個人の方
- ②住宅等を借りている場合で、賃貸人の承諾を得ている方
- ③建築者等が事業又は販売目的で住宅を建築（改築）するときは、その住宅を購入する方
- ④町税を滞納していない方

### 補助対象区域

公共下水道の供用開始済み区域を除く町内全域を補助対象とします。

### 補助金の額

合併処理浄化槽の設置に要する最小限度の費用（排水設備工事に係る費用は除く）で、次の限度額以下のものについて補助します。（千円未満切捨て）

#### <補助金の限度額>

5人槽	650,000円
7人槽	800,000円
10人槽	1,000,000円

- ◆「人槽」は住宅の延べ床面積などで決まるため、実際に住む方の人数ではありません。
- ◆既存住宅への浄化槽設置に伴う排水設備工事・水洗トイレ改造工事に係る費用は、補助対象とはなりません。それらの費用に対しては無利子の貸付制度として、水洗便所改造等資金貸付制度を別に設けています。

## 申請手続きと維持管理

補助の申請手続きには、専門的な知識や図面の作成等が必要となるため、まずは申請手続きの代行が可能な浄化槽設備士の国家資格を持つ方が在籍する工業者に相談することをお勧めします。

補助金の交付申請手続きに関する詳細については、上下水道課の窓口へお問い合わせください。

### 浄化槽の維持管理

浄化槽設置後は、保守点検や清掃、法定検査の受検などが法律で義務付けられています。（これらにかかる費用はすべて浄化槽設置者の負担となります。）

また、浄化槽の維持管理は、浄化槽設置者各自が北海道知事の登録を受けた保守点検業者と契約し維持管理を依頼する必要があります。

#### <参考>浄化槽の維持管理費用の例

浄化槽の維持管理には、概ねの目安として年間で次の費用が掛かります。

通常型〔5人槽〕年 62,000円/基

△・清掃	25,000円	（環境省） 平成21年度浄化槽維持管理費用に関する調査報告書より
内・保守点検	18,000円	
△・電気代	11,000円	
▽・法定検査（※）	8,000円（定期検査）	

※法定検査については、浄化槽法に基づき毎年1回定期的に行う「定期検査」の他に、使用開始後3カ月～5カ月以内に行う「設置後等の水質検査」を受けることが義務付けられています。

設置後等の水質検査料は13,000円になります。

